

# 平成27年度「スーパー食育スクール事業」実施委託 に関する公募要領

## 1 事業名

平成27年度「スーパー食育スクール事業」

## 2 事業の趣旨

近年、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっている。

学校においては、様々な形で食育の実践が行われ、食育についての周知が進んできているが、学校における食育推進の成果についての検証は必ずしも十分ではない。

このため、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における食育に関する実証的資料を得るため、関係機関・団体との連携による食育のモデル実践プログラムを構築し、学校における食育の充実に資する。

## 3 事業の内容

学校における食育を充実するためスーパー食育スクールを指定し、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら、予め具体的な目標を設定した上で、大学、企業、行政機関（農林、保健部局）、生産者等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解、国際交流など食育の多角的効果について検証を行い、食育のモデル実践プログラムを構築する。

## 4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 支出負担行為担当官スポーツ・青少年局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 委託要項（別添）に掲げる委託先の要件を満たす者であること。

## 5 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課調査係

TEL：03（5253）4111（代）（内2095）

FAX：03（6734）3794

E-mail：gakkoken@mext.go.jp

(2) 作成方法

①所定の様式により作成すること。

②用紙サイズをA4縦版、横書きとし、両面印刷にて作成すること。

(3) 企画提案書等の提出方法

①上記（1）まで、紙媒体及び電子データ（CD-R）を郵送又は持参すること。ただし、電子データについては、電子メールにて提出することも可とする。なお、紙媒体による提出部数については、下記（4）による。

○郵送

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・封筒に「平成27年度スーパー食育スクール事業企画提案書在中」と朱書きのこと。

○持参

- ・受付時間：平日10時00分～18時00分  
（12：00～13：00除く）
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。

○電子メール

- ・提案1事業につき上記（1）のアドレス宛に送信すること。
- ・送信メールの題名は、「平成27年度スーパー食育スクール事業」とすること。

- ・添付ファイル名は提案事業名と提案者名によること。
- ・提案書類は下記②で示すファイル形式で提出すること。

#### ②その他

- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記入すること。また、電子データのファイル形式は、一太郎、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル、マイクロソフトパワーポイント、PDF又はテキスト形式とすること。

#### (4) 提出書類

- ①企画提案書（別紙 申請様式） 8部
- ②誓約書（下記8 誓約書の提出等を参照） 1部
- ③その他必要と思われる資料（経費積算資料を含む） 1部

#### (5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成27年3月9日（月曜日）18時必着  
提出先：上記（1）に示す場所。

#### (6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

### 6 事業規模及び採択数

事業規模：総額 180,384千円

積算基準額：1か所約7,500千円×24か所程度

採 択 数：複数件数を採択予定

### 7 選定方法等

#### (1) 選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

#### (2) 審査要領

別途定めた審査要領（別添）のとおり。

#### (3) 選定結果の通知

選定終了後、14日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

### 8 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に

該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、国立大学法人及び地方公共団体には適用しない。

## 9 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約案件を調整するものとする。なお、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、委託要項・契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない。

※ この公募は、平成27年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合があります。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 10 スケジュール

- ①公募締切：平成27年3月9日（月曜日）
- ②審査：平成27年3月下旬頃
- ③選定及び事業計画書の提出：平成27年4月上旬まで
- ④契約締結：平成27年4月頃（目安であり変更もあり得ることに留意）
- ⑤契約期間：契約締結日から平成28年2月末日まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性をもたせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 11 その他

事業実施にあつては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるので、事前に準備を進めておくこと。なお、再委託先がある場合には、この旨を再委託先にも十分周知すること。

- ・ 事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書

## スーパー食育スクール事業の経費について留意事項

○本事業は、指定校での食育のモデル実践プログラムを構築するものであるため、学校の取組に重点を置いて経費の執行を行うこと。

### 【賃金】

- ・学校規模や事務量、活動内容に応じた適切な単価、人数を設定すること。

### 【設備備品費】【消耗品費】

- ・パソコン、プリンター、プロジェクター、ビデオカメラ、デジタルカメラ等は多用途での使用が可能のため購入は原則認めない(再委託先含む)。
- ・本事業に係るデータ解析のためのPCソフトは、必要不可欠な場合は認める。
- ・高額な検査機器は、リースで対応すること。  
※設備備品を購入した場合は、事業終了後に所有権移転手続きが必要となる。

### 【謝金】

- ・基準単価に基づいて適切に設定すること。高額な謝金は認められない。

### 【旅費】

- ・全国連絡協議会（回数：2回、開催地：東京）への参加旅費を計上すること。
- ・本事業に関係しない会議（例：県主催研修会）の旅費は認めない。

### 【保険料】

- ・必要最低限のもののみ計上すること。

## 謝金単価設定について

(ア) 食育に関する講演会等（講演に関する内容）

以下の金額を目安として、文部科学省から委託費を支出する。

・ 11,600円/時間

(イ) 食育に関する授業、体験教室等（講義に関する内容）

以下の金額を目安として、文部科学省から委託費を支出する。

・ 8,100円/時間

※ 上記(ア)(イ)の謝金単価を超える金額を設定することも可能であるが、その場合には以下の点を踏まえた合理的な謝金単価とすること。

○ 食育に関する講演会や食育に関する授業、体験教室等の講師の経歴及び依頼内容等を十分に考慮した上で、委託事業者における規定等に反しない範囲で適切な謝金単価を設定すること。

(ウ) 推進委員会

以下の金額を上限として、文部科学省から委託費を支出する。

・ 14,300円/日（実働2時間以上/日）

・ 7,100円/時間（実働2時間未満/日）

※ 上記(ア)(イ)(ウ)は、謝金単価の目安・上限を示すものであり、委託事業者における規定等に定める謝金単価がこれを下回る場合には、当該規定等に定める謝金単価を適用すること。

※ 依頼内容等が上記(ア)(イ)(ウ)の区分に該当しない場合には、個々の事情に応じて検討することとする。